## 現在指定されている「器差検定を中心とした指定検定機関」について

令和元年7月16日

指定検定機関名	指定の区分	特定計量器の種類	地域ブロックの区分	事業所名	所在地	連絡先
株式会社タツノ	燃料油メーター	燃料油メーター※	関東・甲信越ブロック	横浜工場	神奈川県横浜市栄区笠間四丁目1番1号	webサイト9月開設予定 (050-9000-0594)

<sup>※</sup>燃料油メーター(自動車の燃料タンク等に燃料油を充塡するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る。)